

長野県告示第341号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設の許可を次のとおり行いました。

平成20年5月15日

長野県知事 村井 仁

施設の名称	所在地	許可した年月日
介護老人保健施設 第2 グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3丁目 7639-1	平成20年 5月7日

長寿福祉課

長野県告示第342号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。

平成20年5月15日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人慈修会上田腎臓クリニック	上田市住吉322	平成23年 5月8日

医療政策課

長野県告示第343号

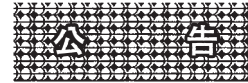
次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成20年5月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 飯田市龍江2574、2575、2576-1、2576-8、2576-9及び2576-48
- 2 飯田市鼎上山2964-16、3020-5、3022、3023-2、3024-2、3034-3、3034-4及び3036-1

経営支援課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月15日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
一般事務用パーソナルコンピュータ462台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成20年8月1日から平成25年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年6月26日 午前9時15分
イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成20年6月25日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

462 personal computers with peripherals

(2) Lease Duration:

From August 1, 2008 until July 31, 2013

(3) Delivery places:

As mentioned in the tender description

(4) Contact place for information about the tender;

description / conditions / and other inquiries:

Information Statistics Division, Planning Department

692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano

City

TEL: 026-235-7071 (Contact for inquiries)

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 9:15AM June 26, 2008

Place: Conference Room#106, Nagano Prefectural

Government West Annex 1F

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00PM June 25, 2008

Place: Information Statistics Division, Planning

Department

380-8570 (Exclusive postal code for Nagano

Prefectural Government)

情報統計課情報システム推進室

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成20年5月15日

長野県知事 村井 仁

1 落札に係る特定役務の名称

電子計算機操作業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県企画部情報統計課情報システム推進室

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成20年3月14日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社 ケイケンシステム

(2) 所在地 長野市南千歳一丁目17番地4

5 落札金額

34,650,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成20年1月31日

情報統計課情報システム推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年5月15日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年4月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こども忍者スクールながの忍法武術会

3 代表者の氏名

宮下 晃

4 主たる事務所の所在地

長野市箱清水3丁目24番19号

5 定款に記載された目的

この法人は、戸隠、飯綱地域などで発祥した伝統武術(伝統忍術)と現代武術とを融合した新たな伝統武術の「伝統継承稽古」を地域住民と留学生に対して行うとともに、未来ある子供を主体とした地域社会を対象に学校訪問、病院訪問、ボランティア活動など地域に密着した安全維持のための事業を実施することにより、地域安全の促進、子供たちの健全育成、海外交流に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年5月15日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年4月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県環境緑化協力会
- 3 代表者の氏名
福 士 正 直
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字南長野宮東426番地の1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県が持っている豊かな自然環境を保全するとともに、都市にあっては、緑地を増やすなど緑に包まれた街づくりを行って美しい県土を形成し、もって、県民の心豊かな生活の向上を図る。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年5月15日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年5月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウエルライフ・梓峰
- 3 代表者の氏名
高 山 紀 夫
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字島内332番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対する障害者グループホーム・ケアホーム、高齢者短期入所生活介護等の介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月15日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
個人事業税納税通知書等封入封かん業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
平成20年6月2日から平成20年11月30日まで
 - (4) 入札方法
印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり及び封入封かん1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者とします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部税務課
電話 026 (235) 7052
- 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年5月26日 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎106号
 - (3) 郵送入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年5月23日までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、各単価に予定数量を乗じた金額の合計額の最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

税 務 課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年5月15日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルタウン
飯田市鼎一色456

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社マイカル
大阪市中央区久太郎町3-1-30

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社マイカル		午後11時		変更なし
2	株式会社大谷				
3	株式会社ロン・都				
4	株式会社ビーンズ	午前9時	午後9時	午前9時	変更なし
5	有限会社梅野屋呉服店	(年間3日午前8時30分)		(年間31日午前8時)	
6	有限会社花よし				

7	株式会社一真堂貴金属店			
8	有限会社ドリームワークス			
9	有限会社一不二			
10	株式会社たちばな			
11	株式会社キャンドウ			

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1、2	午前9時～午前0時 (年間3日 午前8時～午前0時) (年間20日 午前8時30分～午前0時)	午前8時30分～午前0時 (年間31日 午前7時30分～午前0時)
3	午前8時30分～午前0時 (年間3日 午前8時～午前0時)	午前8時30分～午前0時 (年間31日 午前7時30分～午前0時)

4 変更年月日

平成20年4月19日

5 届出年月日

平成20年4月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年5月15日から平成20年9月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年5月15日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

木曽福島サティ
木曽郡木曽町福島5398-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社マイカル
大阪市中央区久太郎町3-1-30

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社マイカル	午前9時	午後10時	午前9時 (年間31日午前8時)	変更なし
2	株式会社かめや				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1、2	午前8時～午後10時30分	午前8時～午後10時30分 (年間31日 午前7時30分～午後10時30分)

4 変更年月日

平成20年4月19日

5 届出年月日

平成20年4月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県木曾地方事務所商工観光建築課

7 縦覧の期間

平成20年5月15日から平成20年9月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県木曾地方事務所商工観光建築課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年5月15日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

豊科ショッピングセンター
安曇野市豊科4272-10外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社マイカル
大阪市中央区久太郎町3-1-30

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後					
		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻				
1	株式会社マイカル	午前9時 (年間3日午前8時30分)	午後11時	午前9時 (年間31日午前8時)	変更なし				
2	株式会社ノセ眼鏡店			午前10時		午後8時			
3	有限会社池田商会だいきい			(年間3日午前8時30分)	(年間3日午前8時30分)	(年間20日午前9時)	(年間180日午後9時)		
4	株式会社丸三三原商店								
5	林 守幸			午前10時	午後8時	変更なし	変更なし		
6	株式会社大谷								
7	小林製菓株式会社								
8	株式会社ナカニシ								
9	エステール株式会社							(年間3日午前8時30分)	(年間180日午後9時)
10	株式会社ほていや							(年間20日午前9時)	
11	クラフト株式会社								
12	株式会社フットステップエンタテイン								
13	株式会社ミュージックラヂオ								
14	安藤 和彦								
15	株式会社キャンドゥ								
16	有限会社りんくす								
17	有限会社山葵村橋ヶ洞農場								

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1	午前8時～午後11時30分	午前8時～午後11時30分 (年間31日 午前7時30分～午前0時)
2	午前6時30分～午後11時30分	変更なし
3～7	午前8時～午後9時	午前7時30分～午後9時 (年間31日 午前7時30分～午前0時)

4 変更年月日

平成20年4月19日

5 届出年月日

平成20年4月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年5月15日から平成20年9月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成20年5月15日

長野県知事 村 井 仁

1 処分をした年月日

平成20年5月15日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

有限会社平林忠度工務店

諏訪市大字豊田3655番地

平 林 忠 度

長野県知事（般-19）第18730号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 期間

平成20年5月29日から平成20年5月31日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社平林忠度工務店の役員は、平成19年9月に諏訪簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、同年10月に刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月15日

長野県松本地方事務所長 鎌 田 泰太郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県松本合同庁舎消防設備点検作業一式

(2) 役務の特質

長野県松本合同庁舎の消防設備点検作業

(3) 履行期間

平成20年6月2日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

長野県松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますの

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が、C以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防設備点検資格者を3人以上有し、そのうち少なくとも1人の消防設備士を有している者であること。

(5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県松本市大字島立1020

長野県松本地方事務所 地域政策課

電話 0263 (40) 1955

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年5月29日（木）午後3時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 402号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年5月22日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格